創造活動を行う施設の運営と利用に関する研究

A STUDY ON THE MANAGEMENT AND THE USES OF FACILITIES FOR CREATIVE ACTIVITIES

9030 佐脇三乃里

指導教員 教授 本杉省三 助教 佐藤慎也

1. はじめに

1-1. 研究背景

近年、アート活動は本来アートスペースとして建て られていない建物を使用するなど、多様な場所で多岐 にわたる展開をみせている。その背景には、1970年代 に欧米のアーティストが従来の美術館やギャラリーに おける規制のシステムに反発して、これまでにない表 現活動を行うため、古い建物を利用したアートスペー スを誕生させたことがきっかけと考えられる。この動 きは欧米を中心に各地へ広がり、日本においても1983 年に「佐賀町エキジビットスペース」と呼ばれる廃倉 庫を利用した、美術館でも商業ギャラリーでもないアー トスペースが設立され、広いスペースで自由に制作発 表する場をアーティストに提供した。こうした場所は、 アーティストが主導することで、多種多様な実践を行 う実験的な場として発展していった。1990年代には、 文化政策の面でアーティストの制作活動を支援する施 設が誕生するようになり、活動の幅は更に広がった。

このような日本の文化芸術の在り方に対して、文化 庁は「多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家や 芸術団体の『創造活動』にある」との考えを示している。 アートの分野だけでなく、デザインや建築など、クリ エイティブな活動も含めた創造活動は、現在では都市 や地域再生の役割を担うようになり、「クリエイティブ シティ」^{誰1}という都市構想においても重要な要素とし て考えられている。

1-2. 研究目的

本研究では、日本における多様化したアート活動の 特徴を把握し、創造活動を行う施設の「目的」、「運営」、 「利用」の相互関係を分析することによって、活動の充 実を図るために必要な施設の運営形態について検証す ることを目的とする。そして、新たな創造活動のため の施設を実現する際の指針となることを期待する。

1-3. 既往研究

創造活動に関する研究は、京都の「京都芸術センター」 を対象とした施設の運営に関する研究 (*2、ヘルシンキ 市と横浜市の事例をもとにした研究 がある。これら は、自治体と民間が協働して運営を行っている施設の 事例をもとに、今後の自治体と民間のパートナーシッ プの在り方について述べたものであり、官民協働以外 の施設を含めた考察は行われていない。

2. 研究の概要

2-1. 調査対象

本研究における「創造活動」とは、アーティストを はじめ、デザイナーや建築家を含むクリエイターによ る活動のことを指す。また、アトリエやスタジオなど 制作に関する機能と、展示や発表などに関する機能の 双方をもち、美術館や商業ギャラリーに属さない施設 を「創造活動拠点」とする。対象とするのは、国内に おける創造活動拠点の42施設65拠点^{±4}である(表1)。

施設名

番号 所在地

							. 1417 07 3 23 430 43
番	号	所在地	施設名	番	号	所在地	施設名
,	а	北海道	PRAHA Project		d	東京	co-lab 西麻布
'	b		PRAHA2+deep sapporo		а	神奈川	BankART1929 Yoko

田勺		別往地	//////////////////////////////////////		「つ	別任地	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	Ħ	ク	別往地	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /
Τ,	а	北海道	PRAHA Project		d	東京	co-lab 西麻布	27	С	石川	まちやゲストハウス
_ '	b		PRAHA2+deep sapporo		а	神奈川	BankART1929 Yokohama	2	:8		金沢湯涌創作の森
	2		ICC+S-AIR 創造拠点交流事業	18	b		BankART1929 馬車道	2	9	京都	京都芸術センター
	3	青森	国際芸術センター青森		С		BankART Studio NYK		а	大阪	STUDIO PARTITA
	4	群馬	桐生森芳工場	1	9		北仲BRICK&WHITE	30	b		BLACK CHAMBER
	5	茨城	ARCUS	2	20		ZAIM	30	С		SIDE CHAMBER
	6		岩瀬石彫展覧館	2	21		本町ビル45	1	d		AIR大阪
	7	東京	3331 Arts Chiyoda	2	22	7	万国橋SOKO	3	1		SUMISO
	8		世田谷ものづくり学校		а		黄金スタジオ		а	兵庫	CAP HOUSE
	а		Tokyo Wonder Site 本郷		b		日の出スタジオ	32	b		CAP CLUB Q2
9	b		Tokyo Wonder Site 渋谷		С		1の1スタジオ		С		CAP STUDIO Y3
	С		Tokyo Wonder Site 青山		d		初音スタジオ	3	3		神戸アートビレッジセンター
	10		遊工房アートスペース	23	е		高橋ビル	3	4	山口	秋吉台国際芸術村
	11		スタジオ食堂		f		黄金ミニレジデンス	3	5		山口情報芸術センター
	12		RICE+		g		ヤグチレジデンス	3	6	徳島	神山アーティスト・イン・レジデンス
	13		TABLOID	1	h		太平荘	3	7	福岡	紺屋2030
	14		アートスタジオ五日市		i		日ノ出竜宮	3	8		共同アトリエ3号倉庫
	15	森下スタジオ		2	24	愛知	アートポート	3	9		studio kura
	16	AAS Grow up!! Artist Project		2	25		N-mark	4	-0		現代美術センター・CCA北九州
	а		co-lab 六本木	2	26	山梨	ARTIST IN RESIDENCE YAMANASHI	4	-1	大分	清島アパート
17	b		co-lab 三番町	27	а	石川	CAAK		-2	沖縄	おきなわ時間美術館
1			oo lab 壬軒ヶ公	1 <i>-'</i>	h		kana	1 4	٠_		(旧前島アートセンター)

表 1 研究対象施設

2-2. 調查方法

主に書籍やウェブなどの文献から、日本におけるアート活動の歴史的な変容と創造活動拠点の実態と特徴について理解し、対象施設の概要を把握する。そして、文献だけでは得ることのできない情報をアンケート調査や運営者を対象としたヒアリング調査で補い、各施設がどのような個人や団体が関わって運営を行っているのか理解し、施設運営の形態について考察を行う。

アンケート調査は、対象施設 42 件のうち現存している 36 件に対して行い、18 通の回答を得た(回答率 55.9%)。また、ヒアリング調査を行った施設は 11 件であった。

3. 創造活動について

3-1. 創造活動拠点の背景と空間の概要

日本における創造活動拠点は、既成のアートスペースに縛られない自由な表現を発表する場から、アーティストやクリエイター同士が集まって広い空間を共同アトリエとして使用する施設、更にアーティストの制作活動を支援するための施設へと変容していった。現在では、そうした活動の機能を複合的に事業展開する場が誕生している。

また、創造活動拠点の多くは転用した建物を利用しており、対象施設のうち83%が転用であった。その転用前の用途は図1に示した通りで、賃料の安さや活用方法が見つからなくなった建物の再活用による地域再生などが選択理由として挙げられる。最も多い転用前用途はオフィスビル(20%)で、次に住宅(15%)となっている。その理由には、賃貸の利用が容易であることが考えられる。このような地域資源の保存や、施設の新たな活用方法が提示される一方、対象施設の約4分の1が、建物の老朽化や地域開発による取壊しの決定に伴い暫定的な利用を行う施設や、既に活動が終了してしまった施設である。終了した施設の中には、活動を継続させるための取組みを積極的に行い、それまで使用していた建物とほとんど同条件の場所へ移動して事業を再開させたものもある。



3-2. 目的と活動内容

各対象施設の主な事業目的と内容について整理した ものが、それぞれ表 2、表 3 である。事業目的は、文 化芸術の発信を行う人材の教育や支援、国内外における交流、情報発信の機会の提供、地域社会への貢献といった側面から掲げられている。事業内容については、制作と発表が中心であるが、制作環境や発表の在り方は施設の方針によって異なる。また、一般利用者が参加する機会の提供やその施設独自の事業を展開している施設もある。

一般的に日本の文化行政が掲げる目的は、一般市民が芸術文化に触れる機会を提供することに重きをおいているが、質の高い文化に触れる機会をつくるためには、芸術作品などを生み出すアーティストやクリエイターの存在が必要不可決である。そのためには、文化の発信者である活動者をどのように育てていくかについて考えなければならない。

表 2 事業目的

目的	内容		
アーティストの育成・ サポート	創作活動の場を提供/展覧会の実施/活動者に 対する支援		
地域づくり	周辺地域に貢献する活動/アートを通じた地域 の人々との交流/地域の人が参加できる活動		
文化芸術の発信	文化芸術活動の情報を発信/文化芸術の普及・ 定着		
国際交流	国内外におけるアート活動の交流/国際水準の 芸術文化の創造		
人材育成	将来の文化芸術の担い手となる人材の育成		
アーティスト・クリエ イター同士の交流	活動者同士が交流する場や機会の提供		

表 3 事業内容

(1)					
事	業	内容			
アトリエ・ レジデンス スタジオ		ある一定期間招聘されたアーティストが 資金や人的な支援を受けながら、その地 域で滞在制作を行う			
シェアオフ ィス・アト リエ		1つの建物に様々な分野で活躍するアー ティストやクリエイターが空間をシェア する(長期間の占有利用)			
発表	展覧会	美術展示			
	オープン スタジオ	制作現場の一般公開			
イベント		パフォーマンス、講演会、ワークショッ プなど			
レンタルスペ	ニース	会議など多様な活動にスペースを貸し出 す (短期間の利用)			
学習講座		アーティストや批評家などを講師とする アート関連の少人数講座			
飲食		カフェ、レストラン			
物販		書籍などの販売			
その他	•	屋上菜園、コーディネート事業など			

3-3. 活動の分類と特徴

対象施設を事業内容によって表 4 の 3 タイプに分類 する。その割合はレジデンス型が 24 件 (57%)、集合 アトリエ型が 10 件(24%)、複合型が 8 件(19%)であった。また、各タイプの事業目的を図 2 に示す。それらより、レジデンス型はアーティストを育てるため、レジデンスの事業を通して費用や人的なサポートを行っ

ていることが伺える。集合アトリエ型はそこに集積する活動者同士の交流により相乗効果がうまれるような取組みを重視していることが伺える。また、複合型は一般の人が文化芸術を目的としていなくても日常的に施設に出入りできるような事業をとりいれていることが特徴的である。

表 4 活動タイプ

公						
分類 (型)	内容	活動空間の特徴				
レジデンス型	アーティストにある期間制作と発表の場を提供したり、ある地域に招聘し、滞在期間中の制作や生活の支援を行う施設。	制作空間と発表空間が同じ場合と別の場合がある。また、滞在期間中の宿泊空間を所有する施設もある。				
集合アトリエ型	シェアオフィス・アトリエとしての機能をもち、1つの建物に様々なジャンルの活動者が 集積し、長期的に利用する施設。	1 つの部屋を約24~65㎡の小さい空間に仕切る場合と、約10~120㎡の部屋毎に分かれている場合がある。 共同スペースや機器などがあるのも特徴。				
複合型	アーティストやクリエ イターだけでなく、一 般の人が参加できるプ ログラムなど、複数の 事業が複合的に展開さ れている施設。	プログラム毎にそれぞれの空間が用意されていたり、それに合わせてフレキシブルに使用する。				

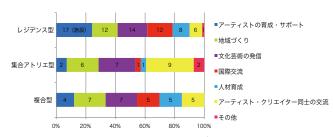


図2 活動タイプ別の事業目的

4. 創造活動拠点の運営

4-1. 運営主体

活動の変化は運営組織の多様化が要因の1つであると考えられる。創造活動拠点の事業運営を担う組織・団体について整理すると表5のようになり、該当施設の割合は図3に示した通りである。特に1998年以降

表 5 運営主体

運営主体	特徴				
アーティスト ・個人	運営者個人の意向によって自由に事業を展開できる が、個人負担が大きい。				
財団法人	責任能力など組織としての機能を保有し社会的信用性が高いが、公的関与が強く事業が硬直しやすい。				
NPO法人	事業に対する熱意を高くもつ人が集まり、採算性が 低い事業についても取組み可能であるが、財政基盤 が弱い。				
公立大学法人	運営資金の確保や社会的信用は高いが、公的関与が強い。				
民間企業	資本金があれば事業の立ち上げが容易で、規制が少ないため、運営者の意向によって自由に事業展開出 来る。				
運営委員会 ・実行委員会	関係者の合意により自由に事業展開が可能で、運営 費が負担金により賄われるため採算性に拘束されな いが、事業活動が限定される。				

はNPO法が成立したことにより、それまで個人で運営していた施設が法人格を取得できるようになり、非営利組織が増加した。また、2003年には指定管理者制度が導入されたことで、自治体の所有する施設の運営を民

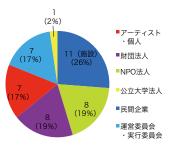


図3 運営主体の割合

間に委託するケースが増えている。このように官民の協働で設立した施設は対象施設のうち約17%である。

4-2. 施設運営

施設の運営形態に着目して、建物の賃貸契約を行う施設の所有者を「施設所有者」、事業運営者を「運営主体」、施設内で制作活動を行う者を「制作活動者」と呼ぶ。それらの関係について整理すると、表6のような6タイプに分類でき、対象施設は(b)タイプが44%と最も多くなっている。このことから、創造活動拠点は運

表 6 施設運営

(a) タイプ:施設所有 者が事業運営と制作活 動を行う。	(b) タイプ: 施設所有者 が事業運営を行い、制 作活動は別の団体が行 う。	(c) タイプ: 施設所有者 からの依頼によって、 運営主体が制作活動を 行う。
		$(A) \rightarrow (B) = (C)$
該当施設数:3(7%)	該当施設数:19 (44%)	該当施設数:1(2%)
(d) タイプ: 施設所有者 と運営主体が異なり、 更に制作活動を別の団 体が行う。	(e) タイプ: 運営主体は施設所有者であり、活動者の一員でもある。	(f) タイプ: 施設所有者、 運営主体、制作活動者 は異なるが、運営主体 は活動者の一員である。
$(A) \rightarrow (B) \rightarrow (C)$	$ (A) = (B) \rightarrow (C) $	$(A) \rightarrow (B) \rightarrow (C)$
該当施設数:14 (33%)	該当施設数:4 (9%)	該当施設数:2(5%)

A:施設所有者、B:運営主体、C:制作活動者

表 7 施設所有者と運営主体と制作活動者の関係

タイプ	施設運営と運営主体	運営主体と制作活動者			
(a)	同じ組織・団体が担うため、 力も費用に関しても自己負担	全て自由に決定できるが、労が大きい。			
(b)	同一であることから、施設 利用に対して自由にプログ ラム可能。				
(c)	所有者の意向によって、利 用に対する制限の可能性が あるが、賃貸費用は負担し なくて良い。	同一であるため、両立を図る必要がある。そのため、 発表はオープンスタジオ向き。			
(d)	それぞれ独立した立場であることから、専門に特いる必要があり、連携することが重要。所有者のよって、利用に対する制限の可能性があるが、賃は負担しなくて良い。				
(e)	同一であることから、施設 利用に対して自由にプログ ラム可能。	運営者が活動者の一員であることから、活動者の立場 から意見を運営に反映しや すい。			
(f)	所有者の意向によって、利 用に対する制限の可能性が ある。	運営者が活動者の一員であることから、活動者の立場 から意見を運営に反映しや すい。			

営主体と制作活動者の一対一の関係で成り立っていることが多いと考えられる。また、それぞれのタイプにおける3者の関係性について整理すると表7のようになる。

4-3. 事業費

運営主体が多様化したことで、専門の知識を有する人材による施設運営が増加している一方、文化事業に対する予算が削減されたことで、創造活動拠点では経営に苦慮しているのが現実である。特に自治体によって設立された公共文化施設の場合、予算的にも人的にも十分な体制がとれず、立派な施設を所有しているにも関わらず、あまり活用されていないケースがある。

対象施設の約57%が助成金や補助金、または委託費で事業運営を行っている。このことから、経済的に自立しない不安定な運営状況となっていると考えられる。また、助成金や補助金は施設所有者と運営主体の関係によって異なることから、施設運営における構成は経済面に影響し、活動の幅も左右されると考えられる。

5. 施設運営と活動の分類

活動と施設運営の関係について整理すると図4のようになる。レジデンス型はすべて制作活動者と運営主体が別の立場にあるため、事業運営者には事業における専門的な知識と立場が要求される。集合アトリエ型の場合、1つの建物に複数の異なる分野の制作活動者が存在しているため、活動者同士の交流や地域社会との繋がりを円滑に促すためには、施設全体の管理を行うための人材を別に設けることが有効である。複合型は、様々な活動のプログラムが複合的に展開されるけるとから、利用者はアーティストやクリエイターだけなな一般市民も多く、他のタイプに比べて社会的に様々な立場の人との関わりが多い。そのため、運営者は複雑な施設の構成に柔軟な対応が可能な人材であることが望ましいと考えられる。

また、民間と自治体が協働して施設運営を行っている施設は、運営者が協働を推進する上で、双方の間に立って活動を支援し、柔軟な対応が可能であることが望ましい。

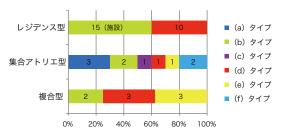


図4 活動タイプ別の施設運営

6. 結論

日本における創造活動拠点は、運営主体の多様化に

より、アーティストが自由な表現を発表する場から、 クリエイティブな活動を行う様々な分野の人が集まり、 教育や産業といった多方面との融合から一般市民が日 常的に文化芸術の環境に触れる機会をつくりだす場へ と発展していったことが分かった。こうした活動場所 は、美術館やギャラリーのような鑑賞のための場では なく、一般市民との交流や、活動者同士の実験的な試 みや共同作業による充実した活動を創出していく場と して重要な役割を担っている。そのため、創造活動拠 点は、そこでの出会いや協働作業を支えるシステムと して機能していくことが必要であると考えられる。

また、質の高い文化を創造し発信していくための環境を整えるためには、同時代における文化芸術を担う施設として、どのような立場や事業で社会との繋がりをつくっていくかを考えていくことが重要である。そのためには、事業運営者が文化芸術に関する知識を有し、中立的な立場でアートと社会を繋げていくためのコーディネートの機能を担う中間支援組織のような人材であることが必要になっていくと考えられる。そうした人材を確保することで、文化施設の特性を考え、文化や芸術の社会資産との関わりを提示することができると同時に、創造活動の質も高まっていく。

しかし、多くの創造活動拠点は助成金や補助金を得て活動を行っていることから、継続的な活動の広がりや発展を実現していくためには、経済的に自立をしていく必要性があり、財政面における安定は今後も大きな課題となる。

謝辞

本研究を行うにあたり、各研究対象施設の皆様には アンケートやヒアリング、現地調査など多大なご協力 を頂いた。記して感謝の意を表す。

【参考文献】

- 1) 松本茂章:芸術創造拠点と官民パートナーシップ 開設5周年を 迎えた京都芸術センターの運営、同志社政策科学研究第7巻第1号、 2005 12
- 2) 小木戸渉:官民協働による芸術創造拠点の研究 フィンランド・ ヘルシンキ市と横浜市の事例から、東京工業大学大学院社会理工学 研究科社会工学専攻 修士論文、2007
- 3) BankART1929 編: アートイニシアティブ リレーする構造、BankART1929、2009.3
- 4) 林容子: 進化するアートマネージメント、レイライン、2007.9 【註】

註 1 英国の C. ランドリーによって唱えられた、文化や芸術によって都市を活性化させ、創造的産業を創出させる新しい都市の概念。

註2 参考文献 1)

註 3 参考文献 2)

註4 同じ運営組織が複数の拠点を所有している場合は1施設とみなし、活動の継続性を考慮することから現存しない施設も含む。